

事務所通信

2011年12月号 No.78



(雪景色)

CONTENTS

- | | | | |
|--------------------------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント …社員に「ありがとう」を 一日100回言う | P1 | ● インフルエンザの予防接種 | P4 |
| ● 年末調整チェック表 | P2 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 社会保険料控除証明書 | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| | | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

社員に「ありがとう」を一日100回いう

私共の事務所では名刺大の「サンクスカード」を作って、ありがとうの気持ちを伝えてしています。「いつもお茶を入れてくれてありがとう」だとか「お土産をいただいてありがとうございます」など社員同士でやり取りをしています。小林正観さんは講演で「夫婦仲の悪い人は、ありがとうを言いなさい。ありがとうを言い出すと、夫婦仲が良くなります」と言われました。それを聞いた私の友人である藤間秋男先生が「ありがとうなんて思っていないから言えません」と言いましたら、「思ってもなくても、言いなさい」と言われました。素直な性格の先生は、朝、家を出てくるときに、奥様に「ありがとう」という言葉を毎日いうようにしたそうです。すると半年たったら夫婦喧嘩が全くなくなっていました。ありがとうと言うようになってから奥様ではなく先生の気持ちが変わってきたのです。繰り返しありがとうと言っているうちに、本当に相手のことを感謝できるようになってきたのです。最初は言いにくいものですが、お経のように繰り返して言っているうちに相手への感謝の気持ちがわいてくるものです。口先だけのありがとうでも、言い続けていると自分の気持ちが変わってくるから不思議です。

社員に対しても「ありがとう」と言ってください。「ありがとう」と言っていると、社員に対しても感謝できるようになります。社員は二度とない人生をかけて、この会社で働いてくれているわけですから、やはりありがたいものです。藤間先生の事務所では、社員の定着率も非常に良くなってきたということです。「ありがとう」というだけで夫婦仲も、社員の定着率も良くなったのです。

加藤会計社の給料は振込ではありません。毎月広川さんが計算をして私が現金で手渡しをしています。私が給料袋を社員のところへ持っていき、「ありがとうございました」と言って手渡しします。『税理士事務所の経営スクール』でこのようにしなさいと言われたのでずっとやってきました。長年やってきましたが、「ありがとう」ということで社員のみなさんに感謝の気持ちを持つことができると思います。

『死ぬ前に後悔すること25』という本があります。ホスピスで死を目前にしている人に、人生を振り返ってみて後悔していることはありませんかという質問の答えが書いてあります。その中で一番の物を上げるとしたら何かと聞いてみたら、配偶者に「ありがとう」と言っていなかった。というものでした。さあ、あなたは奥さん、旦那さんに「ありがとう」と言ってますでしょうか。私はまだ言っていません。急に言う「あんた何か悪いことでもしたんじゃないの」と言われかねません。ここに書いてあるので言いますと前置きをして、「ありがとう」を伝えたいと思います。



年末調整チェック表

扶養控除等申告書や保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書は正しく記載して提出されていますか？

「平成23年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」および「平成23年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」の記載事項に誤りがないか、次の表を参考にチェックしてみましょう。

| 区分 | チェック項目 |
|--|---|
| 扶養控除関係・ 配偶者特別控除関係 | <input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。 |
| | <input type="checkbox"/> 本年中に控除対象配偶者や控除対象被扶養親族等に異動があった人について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか。 |
| | <input type="checkbox"/> 年の途中で入社された人で、本年中に前職がある場合、前職分の源泉徴収票の添付がありますか。 |
| | <input type="checkbox"/> 控除対象配偶者、控除対象被扶養親族の合計所得金額は38万円以下となっていますか。 |
| | <input type="checkbox"/> 特定扶養親族、老人扶養親族の判定は正しく行われていますか。 |
| | <input type="checkbox"/> 控除対象被扶養親族は、年齢16歳以上(平成8年1月1日以前生)の扶養親族ですか。 |
| | <input type="checkbox"/> 特定扶養親族は年齢19歳以上23歳未満(昭和64年1月2日～平成5年1月1日生)ですか。 |
| | <input type="checkbox"/> 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族は、年齢70歳以上(昭和17年1月1日以前生)ですか。 |
| | <input type="checkbox"/> 上記の老人扶養親族が本人または本人の配偶者の直系尊属で、同居を常況としている人の場合「同居老親等」に○を付けてありますか。 |
| | <input type="checkbox"/> 障害者に該当する(人がいる)場合に記載漏れはないですか。 ※障害者控除は年齢16歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。 |
| | <input type="checkbox"/> 寡婦、特別の寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する人は「本人」ですか。 |
| | <input type="checkbox"/> 配偶者特別控除を受ける場合、所得者本人の合計所得金額は1,000万円以下ですか。 |
| | <input type="checkbox"/> 配偶者控除の対象となる人について、配偶者特別控除を重複して適用していませんか。 |
| 社会保険料控除関係 | <input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額は38万円超76万円未満ですか。 |
| | <input type="checkbox"/> 配偶者特別控除の控除額の計算は正しく行われていますか。 |
| | <input type="checkbox"/> 申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。 |
| | <input type="checkbox"/> 所得者本人又は所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で、所得者本人が支払ったものですか。 ※年金から特別徴収された介護保険の保険料や後期高齢者医療制度の保険料は、年金の受給者自身が支払ったものですので、年金の受給者本人に社会保険料控除が適用されます。 |
| <input type="checkbox"/> 国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金について控除証明書等支払ったことが分かる証明書類の添付がありますか。 | |
| <input type="checkbox"/> 社会保険料の金額に給料から差引かれた社会保険料を重複して記載していませんか。 | |
| 保険料控除関係 | <input type="checkbox"/> 一般の生命保険料にかかる契約は、保険金等の受取人を、所得者本人またはその配偶者や親族とするものですか。 |
| | <input type="checkbox"/> 個人年金保険料にかかる契約は、保険金等の受取人を、所得者本人またはその配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとするものですか。 |
| | <input type="checkbox"/> 申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。 |
| | <input type="checkbox"/> 分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。 |
| | <input type="checkbox"/> 一般の生命保険料と個人年金保険料が適正に区分され、控除額の計算が正しくされていますか。 |
| | <input type="checkbox"/> 所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋やこれらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。 |
| | <input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料の区分が正しくされていますか。 |
| | <input type="checkbox"/> 旧短期損害保険料が控除対象になっていませんか。 |
| <input type="checkbox"/> 保険料控除証明書等、保険料を支払ったことが分かる証明書が添付されていますか。 | |

< 伊 藤 >

社会保険料控除証明書

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

年末調整の時期になりました。平成 17 年分以降、年末調整にて国民年金の保険料に係る社会保険料控除を受ける場合には、その保険料を証する書類(控除証明書)を「給与所得者の保険料控除申告書」に添付する必要があります。国民年金保険料控除について Q & A 形式(日本年金機構 H P 参照)でまとめましたので、ご覧下さい。

■社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の発行について

平成 23 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、国民年金保険料を納めた方(被保険者本人宛)に平成 23 年 10 月 31 日から 11 月 2 日にかけて発送されています(11 月上旬発送)。

ただし、平成 23 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に国民年金保険料を納めた実績がなく、10 月 1 日から 12 月 31 日までに納めた方については平成 24 年 2 月上旬に発送される予定です。

■控除証明書が届かない、紛失してしまった場合

平成 23 年 9 月 30 日までに国民年金保険料を納めているのに 11 月上旬発送の控除証明書が届いていない方や控除証明書を紛失してしまった方は、[控除証明書専用ダイヤル\(0570-070-117\)](tel:0570-070-117)に連絡してください(連絡してから、おおむね 1 週間程度で控除証明書が送られます)。

なお、再発行については、お近くの年金事務所でも可能です(本人確認のための書類や代理の場合は委任状が必要になります)。

■控除証明書の証明額以上の納付があった場合

平成 23 年中に納めた国民年金保険料は、当年中の控除対象となりますので控除証明書の証明額以外に追加納付した保険料がある場合は、証明額と追加納付額を合算します。ただし、申告(年末調整)の際には、控除証明書と追加で納めた領収書を添付する必要があります。

追加納付の領収書を紛失してしまった方は、控除証明書の証明日以降に納めた保険料を反映させた控除証明書の再発行を受けることができますので、[控除証明書専用ダイヤル\(0570-070-117\)](tel:0570-070-117)に連絡してください(連絡してから、おおむね 1 週間程度で控除証明書が送られます)。

■配偶者や家族の国民年金保険料を納めた場合

配偶者や家族の負担すべき国民年金保険料を納めた場合、その保険料を納めた方の社会保険料控除として申告することができます。その際にも、保険料を負担すべき被保険者宛の控除証明書の添付が必要になります。

その他ご不明な点等ございましたら、当事務所までご連絡下さい。

< 村 井 >

インフルエンザの予防接種

Q：インフルエンザ予防接種はいつ頃受けるのがよいですか？

インフルエンザは例年 12 月～3 月頃に流行します。また、ワクチン接種による効果が出現するまでに 2 週間程度を要することから、毎年 12 月中旬までにワクチン接種を受けることが望ましいと考えられます。

Q：ワクチンの効果はどのくらい持続しますか？昨年ワクチンの接種を受けましたが今年も受けた方がよいでしょうか？

季節性インフルエンザワクチンでは、これまでの研究から、ワクチンの予防効果が期待できるのは、接種した（小児の場合は 2 回接種した）2 週間から 5 カ月程度と考えられています。

今年度のワクチンは、平成 22 年度のワクチンと同じものですので、平成 22 年度にインフルエンザの予防接種を受けられた方は、すでにいったん免疫が獲得されたと考えられますが、時間がたつにつれ、抗体価（免疫力をあらわす指標のひとつ）は少しずつ低下していきます。このため、今年度もインフルエンザワクチンの接種を受けたほうが、インフルエンザの予防に十分な免疫を保つためにはよいと考えられます。

Q：インフルエンザにかかったらどうすればよいのですか？

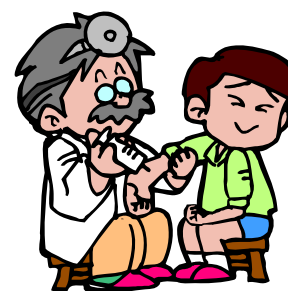
- ・具合が悪ければ早めに医療機関を受診しましょう。
- ・安静にして、休養をとりましょう。特に、睡眠を十分にとることが大切です。
- ・水分を十分に補給しましょう。お茶やスープなど飲みたいもので結構です。
- ・咳・くしゃみなどの症状のある時は、周りの方へうつさないために、不織布製マスクを着用しましょう。
- ・人混みや繁華街への外出を控え、無理をして学校や職場などに行かないようにしましょう。

厚生労働省 インフルエンザ総合対策 Q&A

[<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>] より

Q：インフルエンザ予防接種の費用は医療費控除の対象となりますか？

所得税の医療費控除の対象は、原則として治療に要する費用に対して該当となります。疾病の予防のためにのみ行われる場合、それに要する費用は医療費控除の対象とはなりません。



< 田 中 >

Q1 第17号文書は、金銭のほかには有価証券の受取り事実を証する文書も課税の対象としていますが、ここにいう**有価証券**とは、どのようなものをいうのでしょうか。

A1 印紙税法に規定する「有価証券」とは、**財産的価値のある権利を表彰する証券**であって、その権利の移転、行使が証券をもってなされることを要するものをいいます。有価証券と有価証券に該当しないものの事例は、次表のとおりです。

| 内 容 | | 有価証券等の例 |
|------------------------------------|--|--|
| 印紙税法上の有価証券(第14号文書、第17号文書に規定する有価証券) | | 株券、国債証券、地方債証券、社債券、出資証券、投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券、特定目的信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、約束手形、為替手形、小切手、郵便為替、貨物引換証、船荷証券、倉庫証券、社債利札、商品券、各種のプリペイドカード |
| 有価証券に該当しないもの | 権利の行使が必ずしも証券をもってなされることを要しない単なる証拠証書 | 借用証書、受取証書、運送状 |
| | 債務者が証券の所持人に弁済すれば、その所持人が真の権利者であるかどうかを問わず、債務者の責を免れる単なる免責証券 | 小荷物預り証、下足札、預金証書 |
| | 証券自体が特定の金銭的価値を有する金券 | 郵便切手、収入印紙 |

Q2 印紙税の**還付請求**はいつまでに行わなければならないのでしょうか。

A2 印紙税を含めた国税に係る過誤納金の国に対する請求権は、その請求することができる日から**5年を経過**することによって**消滅**します(国税通則法第74条第1項)。

したがって、還付についての確認申請書及び過誤納の事実を証するために必要な文書その他の物件をすべて備えて納税地の所轄税務署長に**提出及び提示したとき**を基準として、5年を経過しているかどうかにより判断することになります。

請求することができる日とは、例えば、印紙納付の方法によるものであれば印紙をはり付けた日です。

なお、書式表示などの承認により**申告納税方式**をとることになった場合には、所得税などと同じように更正の請求の方法によることになり、この更正の請求は、**法定申告期限から1年以内**に行うことになっています(国税通則法第23条)。

< 倉 又 >

研修予定

| 日時 | 研修内容 | 場所 | 講師 | 参加費 |
|---------------------------|-------------------|-----------------------|------------|--------|
| 平成24年1月23日(月) 午後1時23分～ | 平成24年度 経営計画発表会 | ※会場等詳細は後日ご 案内いたします | 所長 加藤輝守 | 5,000円 |

※ 12月のテルモ経営研究会はお休みします

お客様をご紹介ください！！
ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、企業経営
について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。



会社の広告お手伝いします!!

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事
務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

シンデレラの靴

シンデレラが履いたのはガラスではなく毛皮の靴だった。
毛皮を意味するフランス語の「ヴェール」(vair)とガ
ラスを表す「ヴェール」(verre)の発音が似ていた為
に、ガラスの靴になった。

教育モチベーションカレンダー おもしろ雑学より(担当:丸田)





休日カレンダー



12月 (師走) December

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------------------|-----------|-----------|------------|------------|-------------|-------------|
| | | | | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 天皇誕生日 | 24 斉藤・小林 |
| 25 | 26 | 27 | 28 仕事納め | 29 年末休暇 | 30 年末休暇 | 31 年末休暇 |
| H24年 1/1 元旦 | 2 年末休暇 | 3 年末休暇 | 4 仕事始め | 5 | 6 | 7 |

・ 網掛けの日が当事務所の休日です。

・ 土曜日も元気に営業しています。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

12月の税務



- 12月12日 平成23年11月分源泉所得税・住民税の納付
- 1月4日 平成23年10月決算法人の法人税等・消費税の確定申告
- 平成24年4月決算法人の法人税等・消費税の中間・予定申告、納付
- 平成24年7月・4月・1月決算法人の消費税の中間申告、納付

あとがき

今年も残りわずかとなりました。毎年、12月になると今年1年の世相を漢字一字で表わす『今年の漢字』が発表されます。

今年やはり忘れえぬ東日本大震災があり、【震】【波】【原】【絆】などが予想されているようです。私自身の今年の漢字は…【会】です。今年もいろいろな出会いがありとても充実した1年になりました。皆様自身の今年の漢字は何でしょうか？

今年も大変お世話になりました。来年も宜しくお願い致します。

小澤